

SNSがきっかけに! 悪質商法に気をつける!!



- マルチ商法
マルチまがい商法
- 架空請求
不当請求
- アポイントメント
セールス

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン

いやや!
消費者ホットライン ☎188 (嫌や! 悪質商法!)

☎028-625-2227
栃木県消費生活センター

暮らし安全安心とちぎ
https://www.facebook.com/kurashianzenanshintochigi

栃木県 消費生活 検索

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、
「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!
クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

■クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 x×x×□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 栃木県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

- クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。
- ・訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス等) 8日間
 - ・電話勧誘販売 8日間
 - ・連鎖販売取引 (マルチ商法) 20日間
 - ・特定継続的役務提供 (エステティックサロン・語学教室等) 8日間
 - ・業務提供誘引販売取引 (サイトビジネス商法等) 20日間
 - ・訪問購入 (いわゆる訪問買取) 8日間
- ◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。 ◆消耗品 (化粧品・健康食品) で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン ☎188 (嫌や! 悪質商法!)

栃木県消費生活センター ☎028-625-2227 (相談専用)
月～金 9:00～16:00 / 祝日及び年末年始を除く

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 (県庁本館7階南側 暮らし安全安心課内)

宇都宮市消費生活センター	028-616-1547	さくら市消費生活センター	028-681-2575
足利市消費生活センター	0284-73-1211	那須烏山市消費生活センター	0287-83-1014
栃木市消費生活センター	0282-23-8899	下野市消費生活センター	0285-44-4883
佐野市消費生活センター	0283-20-3015	上三川町消費生活センター	0285-56-9153
鹿沼市消費生活センター	0289-63-3313	芳賀地区消費生活センター	0285-81-3881
日光市消費生活センター	0288-22-4743	(益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)	
小山市消費生活センター	0285-22-3711	壬生町消費生活センター	0282-82-1106
真岡市消費生活センター	0285-84-7830	野木町消費生活センター	0280-23-1333
大田原市消費生活センター (大田原市・那珂川町)	0287-23-6236	高根沢町消費生活センター	028-675-3000
矢板市消費生活センター (矢板市・塩谷町)	0287-43-3621	那須町消費生活センター	0287-72-6937
那須塩原市消費生活センター	0287-63-7900		